大妻女子大学学位規程

昭和47年4月1日

制定

(趣旨)

第1条 この規程は、学位規則(昭和28年文部省令第9号)第13条及び大妻女子大学大学院学則(昭和47年4月1日制定。以下「大学院学則」という。)第16条第3項の規定に基づき、大妻女子大学(以下「本学」という。)において授与する学位に関し必要な事項を定める。

(学位の種類)

第2条 本学において授与する学位は、学士、修士及び博士とする。

(学士の学位授与の要件)

第2条の2 学士の学位は、大妻女子大学学則(昭和48年4月1日制定)第12条に規定 するところにより、大学学部を卒業した者に授与する。

(修士の学位授与の要件)

第3条 修士の学位は、大学院学則第12条に規定するところにより、大学院修士課程を修 了した者に授与する。

(博士の学位授与の要件)

- 第4条 博士の学位は、大学院学則第13条に規定するところにより、大学院博士後期課程 を修了した者に授与する。
- 2 前項に規定する者のほか、博士の学位は、本学大学院の博士後期課程を経ない者が、博士論文を提出して、その審査及び試験に合格し、かつ、専攻学術に関し、本学大学院の博士後期課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認(以下「学力の確認」という。)された場合には、授与することができる。
- 3 本学大学院の博士後期課程に所定の年限以上在学し、所定の単位を修得して退学した者 が、再入学しないで、博士の学位を申請するときは、前項の規定を準用する。

(学位論文の提出)

- 第5条 修士論文及び博士論文(特定の課題についての研究の成果を含む。以下「学位論文」 という。)は、学長に提出するものとする。
- 2 提出に必要な学位論文の部数及び書類は別に定める。
- 3 学位論文の審査のために必要があるときは、関係資料を提出させることがある。

(学位論文審査手数料)

- 第6条 第4条第2項及び第3項に規定する者が博士の学位を申請するときは、学位論文審 査手数料を納付するものとする。学位論文審査手数料については、別に定める。
- 2 前項の規定にかかわらず、第4条第3項に規定する者が退学後3年以内に博士の学位を 申請する場合は、学位論文審査手数料の納付を必要としない。

(学位論文及び学位論文審査手数料の返付)

第7条 受理した学位論文及び学位論文審査手数料は、返付しない。

(学位論文の審査)

- 第8条 学長は、学位論文を受理したときは、研究科教授会にその審査を付託する。
- 2 研究科教授会は、前項の審査を行うため、論文審査委員会(以下「審査委員会」という。)

を設ける。審査委員会については別に定める。

- 3 審査委員会は、学位論文の審査及び最終試験を行う。
- 4 その他審査委員会の運営に関する事項は、研究科教授会において定める。

(学力の確認)

- 第9条 第4条第2項及び第3項の規定による博士論文の提出があったときは、審査委員会は、学位申請者の学力の確認を行う。
- 2 学力の確認は、博士論文に関連のある分野の科目及び外国語について、筆記又は口述の 試問により行う。
- 3 第1項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合は、学力の確認を行わないことができる
 - (1) 学位申請者の学歴、業績等に基づいて学力を確認することができる場合
 - (2) 第4条第3項に規定する者が退学後3年以内に博士論文を提出した場合

(学位論文の審査期間)

- 第10条 修士論文の審査及び最終試験は、在学期間中に行わなければならない。
- 2 博士論文の審査及び最終試験は、次の各号に掲げる期間内に行わなければならない。
 - (1) 第4条第1項に規定する者にあっては、在学期間中とする。
 - (2) 第4条第2項及び第3項に規定する者にあっては、博士論文を受理した日から1年以内とする。なお、第9条第1項による学力の確認についても、同期間内に行うものとする。

(論文審査及び最終試験の結果の報告)

第11条 審査委員会は、学位論文の審査及び最終試験を終了したときは、学位論文の内容の要旨、審査の結果の要旨及び最終試験の結果の要旨に学位授与の可否についての意見を添えて、研究科教授会に文書で報告しなければならない。なお、第9条第1項による学力の確認を行った場合は、学力の確認の結果の要旨について、最終試験の結果の要旨に付記するものとする。

(学位授与の可否の審議)

第12条 研究科教授会は、前条の報告に基づき、学位授与の可否について審議する。 (学長への報告)

- 第13条 研究科長は、前条の審議に基づき、その結果を文書で学長に報告しなければならない。
- 2 前項の場合において、学位論文の内容の要旨、審査の結果の要旨及び最終試験の結果の 要旨を添付するものとする。

(学位の授与)

- 第14条 学長は、前条の報告に基づき、学位授与の可否を決定する。
- 2 学長は、学位を授与すべきもの者には所定の学位記を授与し、学位を授与できない者に は、その旨を通知する。

(博士論文の要旨等の公表)

第15条 本学は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3か月以内に、当該博士論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨を大妻女子大学学術情報リポジトリ(以下「リポジトリ」という。)により公表するものとする。

(博士論文の公表)

- 第16条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、 当該博士論文の全文を公表しなければならない。ただし、当該博士の学位の授与を受ける 前に既に公表したときは、この限りでない。
- 2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、学長の承認を受けて、当該博士論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、本学は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。
- 3 博士の学位を授与された者が行う前2項の規定による公表は、本学の協力を得て、リポジトリの利用により行うものとする。

(学位の名称の使用)

第17条 学位を授与された者は、当該学位の名称を用いるときは、「大妻女子大学」と付記するものとする。

(学位授与の報告)

第18条 博士の学位を授与したときは、学長は、学位簿に登録の上、当該学位を授与した 日から3か月以内に文部科学大臣に報告するものとする。

(学位授与の取消)

第19条 学位を授与された者が、不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき、又はその名誉を汚辱する行為があったときは、学長は、当該教授会の議を経て学位の授与を取り消し、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表するものとする。

(学位記の様式)

第20条 学位記の様式は、様式第1号から様式第3号までのとおりとする。

(取扱内規)

第21条 この規程に定めるもののほか、必要な取扱内規は、別に定める。

附則

この規程は、昭和47年4月1日から施行する。

附則

この規程は、昭和51年4月1日から施行する。

附即

この規程は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成3年12月24日から施行する。ただし、第2条の2の規定は、平成3年9月24日から適用する。

附則

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成13年7月26日から施行する。

附則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附則

- 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 改正後の大妻女子大学学位規程施行の際、平成21年度以前に入学し、現に在学中の者に係る第20条の規定による様式第1号及び第2号に関しては、なお、従前の例による。

附具

この規程は、平成25年7月9日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

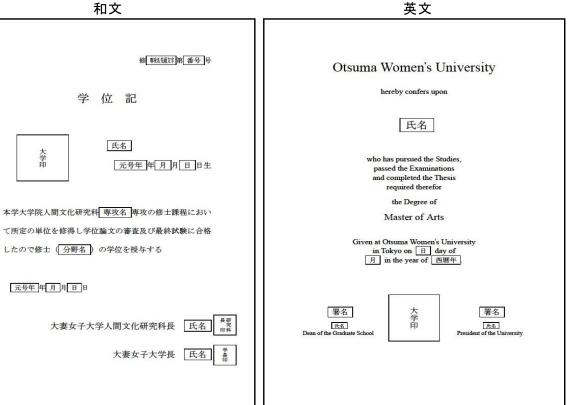
様式第1号(第3条の規定による様式)

学 位 記

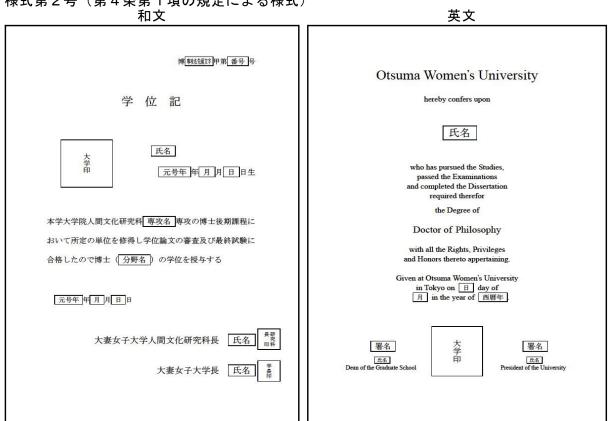
大学印

元号年年月月日日

氏名



様式第2号(第4条第1項の規定による様式) 和文



様式第3号(第4条第2項の規定による様式) 和文

英文

博 <u>戰緩</u> 定鄉番号內 学 位 記	Otsuma Women's University hereby confers upon
大学 中	此名 who has passed the Examinations and completed the Dissertation required therefor the Degree of Doctor of Philosophy
本学大学院人間文化研究科に学位論文を提出し所定の審査 及び試験に合格したので博士 (「分野名」) の学位を授与す る	with all the Rights, Privileges and Honors thereto appertaining. Given at Otsuma Women's University in Tokyo on 日 day of 月 in the year of 西曆年.
大妻女子大学人間文化研究科長 氏名 朱麗 原料 大妻女子大学長 氏名 紫	署名 庆名 Dean of the Graduate School The Graduate School President of the University